

京都大学国際交流会館使用料金規程新旧対照表

改正前

(前略)

第1条 京都大学国際交流会館規程第11条の規定に基づく施設使用料及び寄宿料の額並びにこれらの徴収方法については、この規程の定めるところによる。

第2条 研究者宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区 分		施設使用料	
		月 額	日 割 額
本館	家族室(A)	45,300円	1,510円
	家族室(B)	31,800円	1,060円
	夫婦室	20,400円	680円
	单身室	9,600円	320円
宇治分館	家族室	26,700円	890円
	夫婦室	16,500円	550円
	单身室	9,000円	300円
おうばく分館	家族室	32,100円	1,070円
	单身室(A)	8,100円	270円
	单身室(B)	7,800円	260円
	单身室(C)	8,700円	290円

月の中途において入居又は退去する場合のその月の施設使用料の額は、前項の日割額にその入居日数(入居の日及び退去の日は、それぞれ1日として計算する。)を乗じて得た額とする。

改正後

(同左)

第1条 京都大学国際交流会館規程第11条の規定に基づく施設使用料及び諸料金の額並びにこれらの徴収方法については、この規程の定めるところによる。

第2条 研究者宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区 分		施設使用料	
		月 額	日 割 額
本館	家族室(A)	45,300円	1,510円
	家族室(B)	31,800円	1,060円
	夫婦室	20,400円	680円
	单身室	9,600円	320円
宇治分館	家族室	26,700円	890円
	夫婦室	16,500円	550円
	单身室	9,000円	300円
おうばく分館	单身室(A)	8,700円	290円
	单身室(B)	8,100円	270円

2 研究者宿泊室の諸料金の額は、次の表のとおりとする。

区 分		諸 料 金	
		月 額	日 割 額
本館	家族室(A)①(5人入居)	17,200円	580円
	" ②(4人入居)	15,400円	520円
	" ③(3人入居)	13,600円	460円
	" ④(2人入居)	11,800円	400円
	家族室(B)①(4人入居)	14,000円	470円
	" ②(3人入居)	12,200円	410円
	" ③(2人入居)	10,400円	350円
	夫婦室	9,800円	330円
	单身室	5,800円	200円
宇治分館	家族室①(5人入居)	15,800円	530円
	" ②(4人入居)	14,000円	470円
	" ③(3人入居)	12,200円	410円
	" ④(2人入居)	10,400円	350円
	夫婦室	9,800円	330円
	单身室	5,800円	200円
おうばく分館	单身室(A)	5,800円	200円
	单身室(B)	5,800円	200円

3 月の中途において入居又は退去する場合のその月の施設使用料及び諸料金の額は、前2項の日割額にその入居日数(入居の日及び退去の日は、それぞれ1日として計算する。)

第3条 研究者宿泊室の施設使用料は、毎月指定の期限内にその月分を納付しなければならない。

第4条 留学生宿泊室の寄宿料の額及び徴収方法は、京都大学における学生納付金に関する規程第8条の定めるところによる。

第5条 研究者宿泊及び留学生宿泊室の入居者は、その使用する電気、水道その他の料金については、実費を徴収するものとする。

を乗じて得た額とする。

第3条 研究者宿泊室の施設使用料及び諸料金は、毎月指定の期限内にその月分を納付しなければならない。

第4条 留学生宿泊室の諸料金の額は次の表のとおりとする。

区 分		諸 料 金 月 額
本館	家族室(E)①(4人入居)	13,400円
	" ②(3人入居)	11,600円
	" ③(2人入居)	9,800円
	夫婦室(F)	9,400円
	単身室(G)(G')	5,800円
宇治分館	家族室①(5人入居)	15,200円
	" ②(4人入居)	13,400円
	" ③(3人入居)	11,600円
	" ④(2人入居)	9,800円
	夫婦室(F)	9,400円
	単身室(G)	5,800円
おうばく分館	家族室(E)①(5人入居)	15,200円
	" ②(4人入居)	13,400円
	" ③(3人入居)	11,600円
	" ④(2人入居)	9,800円
	夫婦室(F)	9,400円
	単身室(G)	5,800円

2 留学生宿泊室の諸料金は、毎月指定の期限内にその月分を納付しなければならない。

第5条 研究者宿泊室及び留学生宿泊室の諸料金は水道料、寝具賃借料、インターネット設備料に係る経費とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。